

# 令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務委託 仕様書

## 1 業務委託名称

令和5年度くるめ光の祭典イルミネーション施工等業務委託

## 2 履行期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

## 3 業務内容

委託する業務内容は次のとおりとし、それに付帯する業務一式とする。なお、原則として全ての業務を一括して第三者に委託することはできないものとする。

### 3-1 点灯期間開始前

(1) イルミネーション等の設置並びに電気工事

※設置するLED電球及び電飾材料（電線・ケーブル等含む）等（以下、「LED電球等」という。）

については、原則くるめ光の祭典実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が支給する。

※点灯時だけでなく、消灯時の景観にも配慮すること。

(2) 実行委員会所有のLED電球等の点検並びに補修

(3) イルミネーション等の設置・撤去に係る許可申請書類一式の作成・申請等の手続き

(4) 設置及び運営に基づく電力会社との契約

※イルミネーションの点灯に係る電気代は受託者が負担すること。また、電力量計を設置し、電気料金が分かるようにすること。

(5) 設置済イルミネーション等の維持、管理

(6) 自動点灯にするためのタイマースイッチの設置

### 3-2 点灯初日（点灯式）

(1) 点灯初日は、点灯式典内で一斉点灯を行うため、仮設電源に必要な人員を配置し、実行委員会の指示に従い点灯させること。点灯後は翌日以降のタイマースイッチの設定を行うこと。

### 3-3 点灯期間中

(1) 対象エリアに設置したイルミネーション等の維持、管理

(2) 点検及び故障原因等の調査並びにこれらの報告

(3) 故障等によるイルミネーション等の補修

※実行委員会からLED電球等の損傷・損壊及び不点灯（規模は問わない。）等の連絡があった場合は、直ちに当該場所へ赴き、点灯可能になるよう補修を行うこと。

なお、補修作業の完了が、連絡のあったその日の内に完了できない場合は、実行委員会に対し、当該理由及び補修完了時期を報告すること。

(4) 広報用素材としてイルミネーション等の写真撮影及びデジタルデータの提出

※提出されたデータの著作権は全て実行委員会に無償譲渡され、実行委員会が自由に使用できることとする。撮影日時については、実行委員会と受託者が協議し、決定すること。

### 3-4 点灯期間終了後

- (1) 令和6年2月29日(木)までの撤去工事の完了並びに工事完了時の実行委員会への報告
- (2) 事業終了に伴う電力会社との契約の解約
- (3) 使用したLED電球等の点検及び補修並びに指定場所への運搬、整理
- (4) 下記事項を記載した実施報告書(A4サイズ製本2部及びCD-R2部)の作成及び提出

①映像記録写真等

イルミネーションの設置状況に加え、見学者を盛り込んだ事業の様子が分かる写真を用いて作成すること。

②業務委託記録

業務運営体制表、使用機材一覧表、各種届出、申請・許可、納付・領収書等写し等

③作業状況写真

イルミネーション装飾の設置・撤去・保守点検状況等

④点検管理記録簿

保守点検・トラブル対応の記録

⑤備品リスト

種類ごとの個数、格納箇所を明記

### 4 イルミネーション点灯期間等

- (1) 点灯期間 令和5年12月8日(金)から令和6年2月18日(日)まで
- (2) 点灯時間 17時00分～24時00分(※点灯初日を除く。)

### 5 対象エリア

別紙①「令和5年度くるめ光の祭典 事業図1」及び別紙②「施工イメージ」を参照

- (1) 国道209号 明治通り(西鉄久留米駅前交差点～六ツ門交差点間) 樹木 100本程度  
装飾対象樹木は別紙①「令和5年度くるめ光の祭典 事業図2」を参照

※青色をメインカラーとし、白色も効果的に活用し、1本あたり2千球以上のLED電球を設置し、対象の9割以上の樹木に装飾すること

- (2) 西鉄久留米駅東口広場

①樹木 10本程度

装飾対象樹木は別紙①「令和5年度くるめ光の祭典 事業図2」を参照

※1本あたり1千球以上のLED電球を設置し、対象の全ての樹木に装飾すること

②2階ペDESTリアンデッキ(2階通路の中央部)

ペDESTリアンデッキ内の時計塔、街頭、手すり等の装飾

## 6 留意事項・条件等

### 6-1 設置・撤去

- (1) 設置に必要なLED電球等については、原則として、実行委員会が保有する資材（別紙「イルミネーション備品リスト」参照）を利用し、不足する場合は、実行委員会と協議すること。
- (2) 実施場所及び対象物について、可能な限り現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を醸成すること。
- (3) 樹木へのイルミネーション装飾等は、樹木保護の観点から十分な養生を施し、LED電球の発光を最大限活かし見映えを考慮した施工を行うこと。
- (4) 国道209号（「5 対象エリア」（1）に示すエリア）の樹木は、青色をメインカラーとし、白色も効果的に活用し、1本あたり2千球以上のLED電球を設置し、対象の9割以上の樹木に装飾すること
- (5) 西鉄久留米駅東口広場（「5 対象エリア」（2）①に示すエリア）の樹木は、1本あたり1千球以上のLED電球を設置し、対象の全ての樹木に装飾すること
- (6) 歩道植栽部の花卉等は傷つけないように十分留意の上、作業を行うこと。
- (7) 公道上でのイルミネーションとなるため、信号色や点滅など自動車運転の支障となるものは避けること。また、イルミネーション装飾等の位置・高さ・色彩や演出内容は、自転車や歩行者通行の支障とならないようにすること。
- (8) 装飾資材の落下、被害等が出ないよう受託者の責任のもと、十分に注意して設置を行うこと。また、被害が出た場合に備え、受託者の負担において、損害賠償責任保険に加入すること。
- (9) 設営・撤去等による損害等が発生した場合は、受託者において賠償・現状回復等を行うこと。
- (10) 設置工事は令和5年11月30日（木）までに完了させること。また、設置完了後に実行委員会と日程調整の上で、その立ち合いの下、試験点灯を行うこと。試験点灯において、実行委員会から指摘を受けた場合、点灯初日までに対応し、実行委員会の検認を受けること。
- (11) 設置・撤去の際は、工事箇所の交通状況を把握の上、必要に応じ警備員を配置するなど、歩行者等の安全確保を図ること。
- (12) 点字ブロックの周囲30cm以内に装飾物を設置しないこと。また、点字ブロックの機能を阻害する恐れのあるものを設置しないこと。
- (13) 道路を横断しての設置は行わないこと。
- (14) 樹木以外の部分のケーブル設置については、施設の出入り口など現地の状況を十分に把握した上で、路面との垂直距離は3.6m以上（やむを得ない場合は、2.5m以上）を確保すること。
- (15) 設置・撤去作業時は、作業に伴うゴミを回収し、適宜清掃を行うこと。
- (16) 設置・撤去にかかる保管場所～会場間のLED電球等の輸送は受託者の負担で行うこと。（保管場所の位置は、別紙「令和5年度くるめ光の祭典事業図3」を参照）
- (17) 撤去後のLED電球等は、実行委員会が指定する場所に翌年度の使用が容易にできるよう、種類ごとに分けるなどして保管すること。
- (18) 資材の設置・撤去及び事前・事後の状況確認によって発生した廃棄物は、受託者において廃棄すること。
- (19) その他、過去にイルミネーションのために使用していた物品等で実行委員会が指示したものについても、合わせて受託者側での廃棄の対象とすること。

- (20) イルミネーション用の仮設電源の引き込みに係る費用については、一部区間（日吉町～NTT 前交差点の南側区間）を除き受託者負担とする。また、仮設電源の契約に係る申請は受託者が行うものとする。

## 6-2 維持補修

- (1) 電気代、維持管理を含め、イルミネーションの維持補修・調整を行うこと。
- (2) 昼間や夜間消灯時に自転車や歩行者の通行に支障とならないよう対策を講じること。
- (3) 受託者の責任のもと、イルミネーション機材の落下や転倒の防止、盗難・破損・延焼・漏電・悪戯等の対策を講じ、緊急時の体制整備や各種対応マニュアル等を作成すること。

## 6-3 その他

- (1) 道路占有許可・道路使用許可等の条件、設置場所の変更により、設置場所や点灯時間等に変更が生じた際は、対応すること。
- (2) 設置・撤去作業着手前にスケジュールを作成し、実行委員会に提出し、承認を得ること。
- (3) 受託者は、業務実施に関係する法令・基準を遵守すること。
- (4) 受託者は実行委員会に対し、業務の執行状況について随時報告を行うこと。また、実行委員会が業務の履行に関し、受託者に報告を求めた時には、直ちに応じること。
- (6) 雨天時や突発的なトラブル時の対策など危機管理について配慮し対応すること。
- (7) 本業務で使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ることとし、これを怠ったことによる著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。また、業務で作成された資料等に対する著作権は実行委員会に帰属するものとする。
- (8) 本書に定めのない事項について疑義が生じた時は、実行委員会と受託者が協議して、誠実に解決に努めるものとする。
- (9) 受託者は、本業務中に事故等があった場合は、所要の処置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容について、直ちに実行委員会に報告すること。
- (10) 事業内容等の変更を行う場合は、両者協議の上、委託内容の変更を行う。
- (11) 本業務と別業務で、フォトスポット設置・デザイン等の追加業務を発注予定。